

茨城県最低賃金

令和2年10月1日から

使用者も労働者も
チェック!

時間額 851 円



*年齢やパート・学生・アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

✓ 中小企業・小規模事業者が事業場内の最低賃金を一定額引き上げて、生産性向上のための設備投資等を行った場合、その費用の一部を助成する制度（業務改善助成金）があります。

詳しくは、茨城労働局雇用環境均等室へ（電話029-277-8294）



厚生労働省 茨城労働局・労働基準監督署